

〈地方選挙の手引 令和2年

補遺〉

本書発刊後、公職選挙法の改正等により、内容の補正の必要が生じたので、補遺としてまとめました。以下のとおり、読み替えてご利用ください。

【改正の概要】

① 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和二年六月一〇日法律第四一号）

＊地方公共団体の議会の議員の選挙における宣誓書の宣誓内容の見直し

地方公共団体の議会の議員の選挙における立候補の届出書又は推薦届出書に添付しなければならない宣誓書の宣誓内容として、「当該選挙の期日において住所要件を満たす者であると見込まれること」を追加することとされた。

② 公職選挙法の一部を改正する法律（令和二年六月一二日法律第四五号）

＊町村の選挙における公営拡大と供託金導入について

町村の議会の議員の選挙において、候補者が選挙運動のためのビラを頒布することができるとされるとともに、供託金制度を導入することとされた。

また、町村の議会の議員及び長の選挙において、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ・選挙運動用ポスターの作成を、条例による選挙公営の対象とすることとされた。

○三二頁の四行から五行中改める。

立候補しようとする者又は他人を候補者として届け出ようとする者は、町村の議会の議員の選挙の場合を除いて、候補者一人につき、次に掲げる区分により、

←

立候補しようとする者又は他人を候補者として届け出ようとする者は、候補者一人につき、次に掲げる区分（町村議会議員選挙については、令和二年十二月十二日以後その期日を告示される選挙に限る。）により、

○三二頁の表中の指定都市議会議員の行を改める。

指定都市議会議員	五十万円		
----------	------	--	--

←

指定都市議会議員	五十万円	町村議会議員	十五万円
----------	------	--------	------

○四五頁の二行中改める。

ア 選挙運動用通常葉書又は選挙運動用ポスターに記載する文章、

←

ア 選挙運動用通常葉書、選挙運動用ビラ又は選挙運動用ポスターに記載する文章、

○四六頁の最終行中改める。

ア 供託証明書（町村議会議員の選挙を除く。）

←

ア 供託証明書（町村議会議員の選挙については、令和二年十二月十二日以後その期日を告示される選挙に限る。）

○四七頁の一行中改める。

イ 候補者となることができない者でない旨の宣誓書

←

イ 選挙期日において住所に関する要件を満たす者であると見込まれる旨及び候補者となることのできない者でない旨の宣誓書

○四七頁の一行の次の行以下として加える。

※「住所に関する要件を満たす者である」と見込まれる旨」の宣誓を要するのは地方公共団体の議会の議員の選挙の場合のみ

○四七頁の後から一一行の次の行以下として加える。

※旧姓を通称使用する場合は説明資料は不要

○五〇頁の後から八行から五行中改める。

イ 候補者となることのできない旨の宣誓書

これは公職の候補者となろうとする者が、選挙権及び被選挙権があること、他の選挙に立候補していないこと並びに連座の適用による当該選挙区での立候補制限を受けていないことを誓う旨の文書であるが、虚偽の宣誓をした者は処罰されるから、注意を要する。

← イ 選挙期日において住所に関する要件を満たす者であることと見込まれる旨及び候補者となることのできない旨の宣誓書

これは公職の候補者となろうとする者が、選挙期日において住所に関する要件を満たす者であることと見込まれること（地方公共団体の議会の議員の選挙に限る。）並びに被選挙権があること、他の選挙に立候補していないこと及び連座の適用による当該選挙区での立候補制限を受けていないことを誓う旨の文書であり、虚偽の宣誓をした者は処罰されるから、注意を要する。

○五一頁の宣誓書の様式と記載例を次に改める。

宣誓書の様式と記載例（都道府県の議会の議員の選挙の場合）

宣誓書

私は、令和〇年〇月〇日執行の山川県議会議員選挙の期日において公職選挙法第九条第二項又は第三条に規定する住所に関する要件を満たす者であることと見込まれること及び同法第八十六条の八（被選挙権のない者等の立候補の禁止）第一項、第八十七条（重複立候補等の禁止）第

一項、第二百五十一条の二（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）又は第二百五十一条の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）の規定により同選挙の○選挙区において候補者となることができないう者でないことを誓います。

令和〇年〇月〇日

山川県山川市甲町一丁目二番三号

甲 山 花 子 ⑩

○五三頁の後から六行に加える。

ただし、旧姓を通称認定申請する場合は、戸籍謄本（抄本）で確認できることから、説明資料は必要ない。

○六三頁の表中を改める。

知事選挙、都道府県議会議員選挙、市町村長選挙及び市議会議員選挙のみ

← 選挙管理委員会の定めるところにより、証紙交付票を所定の枚数交付する。

○六六頁の最終行中改める。

← (1) 開票立会人については、開票区内の選挙人名簿に登録された者でなければならず、

(1) 開票立会人については、開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者でなければならず、

○六七頁の二行中改める。

← 当該開票区内の選挙人名簿に登録された者) でなければならぬ。

← 当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者) でなければならぬ。

○八八頁の後から二行中改める。

← 文書図画は(知事選挙及び市町村長選挙に限る。)(法一四二、

文書図画は(法一四二、

○八九頁の三行に加える。

← なお、町村議会議員の選挙については、令和二年十二月十二日以後その期日を告示される選挙に限り頒布できる。

○九八頁の最終行から九九頁一行中改める。

← 市の議会の議員及び長の選挙については市は、

市町村の議会の議員及び長の選挙（町村の選挙については、令和二年十二月十二日以後その期日を告示される選挙に限る。）については市町村は、

○九九頁の八行中改める。

市の選挙にあっては市の選挙



市町村の選挙にあっては市町村の選挙

○一一六頁の最終行中改める。

選挙運動用ビラ（ビラについては、町村議会議員選挙を除く。）を



選挙運動用ビラ（町村議会議員選挙のビラについては、令和二年十二月十二日以後その期日を告示される選挙に限る。）を

○一三一頁の後から七行から六行中改める。

都道府県は、市の議会の議員及び長の選挙については市は、



都道府県は、市町村の議会の議員及び長の選挙（町村の選挙については、令和二年十二月十二日以後その期日を告示される選挙に限る。）については市町村は、

○一三二頁の五行中改める。

市の選挙にあつては市の

市町村の選挙にあつては市町村の

○一四一頁後より二行から最終行を削る。

○一四二頁の二行から三行中改める。

都道府県知事選挙、都道府県議会議員選挙、市町村長選挙及び市議会議員選挙において、候補者が頒布できる選挙運動用ビラは二種類以内で、各選挙につき、

候補者が頒布できる選挙運動用ビラは二種類以内で、各選挙（町村議会議員選挙については、令和二年十二月十日以後その期日を告示される選挙に限る。）につき、

○一四二頁の後から四行の次の行以下として加える。

町村の議会の議員の選挙

千六百枚

○一四四頁の四行から五行中改める。

都道府県知事の選挙又は都道府県議会議員の選挙については都道府県は、市長の選挙又は市議会議員の選挙については市は、

都道府県の議会の議員及び長の選挙については都道府県は、市町村の議会の議員及び長の選挙

（町村の選挙については、令和二年十二月十日以後その期日を告示される選挙に限る。）については市町村は、

○一四四頁の後から三行から二行中改める。

都道府県知事の選挙又は都道府県議会議員の選挙にあつては都道府県の選挙管理委員会に、市長の選挙又は市議会議員の選挙にあつては市の選挙管理委員会に、

←

都道府県の選挙にあつては都道府県の選挙管理委員会に、市町村の選挙にあつては市町村の選挙管理委員会に、

○一四六頁の後から七行中改める。

選挙の公示・告示日に

←

選挙の告示日に

○一四七頁の七行の表を削除する。

○一七三頁の七行中改める。

告知用ポスター）及び選挙運動用通常葉書で行う方法のほか、街頭演説等の

←

告知用ポスター）や選挙運動用ビラ、選挙運動用通常葉書、インターネット等を利用する方法が主

となろうが、街頭演説等の

○一七五頁の九行から一二行中改める。

町村議会議員以外の選挙において、個人演説会の会場内では、選挙運動用ビラを頒布することができる。なお、町村議会議員の選挙においては、選挙運動のために頒布できる文書図画は、選挙運動通常葉書に限られているので、候補者の経歴、政見等を記載したビラ、チラシ等を個人演説会場で配ることはできない。

← 個人演説会の会場内では、選挙運動用ビラを頒布することができる（町村議会議員選挙については、令和二年十二月十二日以後その期日を告示される選挙に限り頒布できる。）。

○一八〇頁の四行から七行中改める。

町村議会議員以外の選挙において、街頭演説の場所では、選挙運動用ビラを頒布できる。なお、町村議会議員の選挙においては、選挙運動のために頒布できる文書図画は、選挙運動通常葉書に限られているので、候補者の経歴、政見等を記載したビラ、チラシ等を街頭演説の場所で配ることはできない。

← 街頭演説の場所では、選挙運動用ビラを頒布できる（町村議会議員選挙については、令和二年十二月十二日以後その期日を告示される選挙に限り、頒布できる。）。

○二〇一頁の後から二行から最終行中改める。

← 選挙運動に関する支出とみなされないと解してよいか。

← 選挙運動費用として計上すべきか。

○二〇二頁の一行から二行中改める。

← 答 消費税の納税義務者は事業者であり、候補者又は出納責任者が支払う租税には該当しないため、選挙運動に関する支出となる。

← 答 選挙運動費用として計上する。

○二一四頁の後から四行から三行中改める。

← (選挙運動用通常葉書、ビラ若しくはポスターの作成又は選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の作成に係るもの)

← (選挙運動用ビラ又は、ポスターの作成に係るもの)

○二二三頁の八行から九行中改める。

← 選挙運動用ビラ（知事選挙及び市町村長選挙のみ）の作成費は、

選挙運動用ビラの作成費は、

○二二二頁の後から三行から二行中改める。

選挙運動用ビラ（知事選挙及び市町村長選挙のみ）の作成費が

←

選挙運動用ビラの作成費が

○二二九頁の六行から七行中改める。

（選挙運動用通常葉書、ビラ若しくはポスターの作成又は選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説改造の立札及び看板の類の作成に係る

←

（選挙運動用ビラ又はポスターの作成に係る

○二四三行頁の後から三行に加える。

（なお、会社等の行方寄附については、政治資金規正法による制限があることに注意）

○二五二頁の後から二行中改める。

選挙運動に関するものは禁止の

←

選挙運動に関するものや金銭等以外によるものは禁止の

○二五四頁の一行中改める。

都道府県、市町村から

←

地方公共団体から

○二五四頁の六行中改める。

都道府県、市町村が交付する

←

地方公共団体が直接交付する

○二五四頁の後から五行中改める。

都道府県、市町村から

←

地方公共団体から

○二六八頁の一一行の次の行以下として加える。

8 立候補に関する虚偽宣誓罪（法二三八の二）

- (1) 選挙期日において住所要件を満たすと見込まれることや候補者となることができないう者に該当しないことについて、立候補の届出時に宣誓書を添付することとされており、この宣誓書において虚偽の誓いをした者は、三十万円以下の罰金に処せられる（法二三八の二）。
- (2) なお、本罪については、悪質なものを処罰する趣旨から、選挙管理委員会の告発による親告

罪とされている（法二三八の二）。

○二六八頁の後から六行中改める。

8 その他の罪

←

9 その他の罪

○二八六頁の三行に加える。

（なお、町村議会議員の選挙については、令和二年十二月十二日以後その期日を告示される選挙から供託金制度が導入される。）

○二八六頁の六行中改める。

(1) 都道府県及び市の議会の議員の選挙

←

(1) 都道府県及び市町村の議会の議員の選挙

○三二七頁の六行中改める。

宣誓書の様式と記載例

←

宣誓書の様式と記載例（都道府県の議会の議員の選挙の場合）

